

【 コンセントで利用できる制度 】

		出産		育児			介護		本人の療養	
公的制度		産前休業	産後休業	出生時育児休業	育児休業	育児休業（延長）	子の看護休暇	介護休業	介護休暇	該当なし
	適用	子どもが生まれたとき	法的義務	産後休業に対応	1歳未満の子の養育のため （原則）	2歳未満の子の養育のため （延長）	負傷・疾病した 子の介護のため	要介護状態にある 親族の介護のため	要介護状態にある 親族の介護のため	－
	期間	産前4週間	産後8週間	産後8週のうち4週	1歳の誕生日の 前日まで	2歳の誕生日の 前日まで	年間5日	通算93日	年間5日	－
	給与	無給 （出産手当金）	無給 （出産手当金）	無給 （育児休業給付金）	無給 （育児休業給付金）	無給 （育児休業給付金）	無給	無給 （介護休業給付金）	無給	－
	補足	女性保護 （労働基準法）	女性保護 （労働基準法）	主に男性 （育児・介護休業法）	両性を対象 （育児・介護休業法）	両性を対象 （育児・介護休業法）	就学前の子をもつ親 （育児・介護休業法）	1親等と同居の2親等 （育児・介護休業法）	1親等と同居の3親等 （育児・介護休業法）	－

		出産休暇	育児休暇	年次有給休暇	ケア休暇
コンセント 独自制度	適用	子どもが生まれたとき	1歳未満の子の養育のため	－	勤務継続の危機に対処するため ①親族の介護のため ②社員本人の療養のため
	期間	連続5日間	最大20日（子の1歳の誕生日まで） ※日間は連続する期間	－	年間最大20日
	給与	有給	有給	有給	有給
	補足	両性を対象	両性を対象	－	法律婚、事実婚を含め同居の有無に限らず2親等